

## 平成15年度福島家庭裁判所委員会議事録

- 1 日 時 平成15年10月28日(火)午後1時15分～午後3時35分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室(3階)
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 開会等

(1) 開会宣言

(腰塚秀一総務課長(以下「総務課長」という。))

ただいまから平成15年度福島家庭裁判所委員会を開催します。

(2) 報道機関に対する取材の了承

(総務課長)

平成13年度の委員会以降、冒頭での委員長あいさつの部分に限り報道機関に対し撮影等を認めてきた経緯があり、また、委員会の公開方法については後に協議いただきますが、今回の委員会においても、福島家庭裁判所長のあいさつの部分に限り報道機関に対し撮影等を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

意見なし。

(総務課長)

特に意見はないようですので、従来どおり冒頭のあいさつ部分に限り、撮影を認めることにします。

(報道機関入室)

(3) ・林潔福島家庭裁判所長あいさつ

(報道機関退室)

(4) 委員紹介

(総務課長)

出席委員及び都合により欠席した委員を名簿順（五十音順）に紹介した。

（全委員）

各自あいさつ

(5) 説明者の同席

（総務課長）

委員からの質問に対する回答及び福島家庭裁判所の諸情勢等の説明のため、福島家庭裁判所の職員を同席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員）

意見なし。

(6) 委員長の選出

（総務課長）

家庭裁判所委員会規則6条により、委員長は、委員の互選によって選任することになっています。また、福島家庭裁判所委員会は、福島家庭裁判所の運営について、委員から意見を聴き、それを家庭裁判所の運営に反映させることを主眼としており、委員長の役割として、議論の前提となる事項を要約して説明した上、活発な意見交換の中で討議が深められるよう会議をリードし、意見を集約・整理すること、更に、当委員会と福島家庭裁判所との連絡調整、会議の事前準備段階における庶務担当部署との打合せ等も必要になると思います。

それでは、委員長の選任をお願いします。

（安齋利昭委員）

従前は福島家庭裁判所長である委員が委員長になっていたと聞きますが、当委員会が諮問機関であることを考えますと、福島家庭裁判所長以外の民間の委員が望ましいのではないのでしょうか。

（矢部久美子委員）

諮問機関であっても、意見の集約等を考えますと、福島家庭裁判所長の立場は意味があると思います。当委員会の意見がゆがめられることもないと思いま

すので、福島家庭裁判所長である・林潔委員で差し支えないと考えます。

(大野守一委員)

委員長選任の前提として、今回新たに選任された委員と旧来からの委員の立場はどうなるのでしょうか。

(総務課長)

旧来からの委員は、経過措置を適用していますので、本日の委員会の委員になります。

(大竹喜三郎委員)

新規則では委員長代理の規定がありますが、以前の規則では、委員長がいないときはどのようになっていたのでしょうか。

(総務課長)

従前は副委員長が置かれていました。委員長であった増山宏前福島家庭裁判所長は退官し、また、従前の副委員長は、本日の委員会に出席していませんので、本日の委員会を進行させるべき委員長がいないことになります。

(飯島泰委員)

諮問機関として民意を反映させるための委員会なら、誰が委員長でも構いません。委員長には、委員会における議論の交通整理的役割等も求められますし、委員会でのテーマによっては、法律的なことはもちろん、家庭裁判所を理解していないとつとまらないこともあるのではないのでしょうか。そう考えますと、やはり福島家庭裁判所長である・林委員が望ましいと思います。

(三浦康克委員)

飯島委員と同じです。

(上野正治委員)

飯島委員と同じです。

(福島成子委員)

現在は社会情勢の変化が大きく、司法制度改革で家庭裁判所の変化も大きい

と思います。こういう時期にあっては、当委員会でもいろいろなことが検討及び議論されることが予想されますので、やはり福島家庭裁判所長である・林委員が望ましいと考えます。

(菅野建二委員)

福島家庭裁判所長である・林委員で良いのではないのでしょうか。従前も諮問機関の性格を有していましたが、福島家庭裁判所長である委員が委員長でも、これまで特に問題はなかったと思います。

(安齋利昭委員)

委員の議決で決めていただいて差し支えありません。

(総務課長)

議決により選出することによろしいでしょうか。

(他の委員)

異議なし。

議決の結果、福島家庭裁判所長以外の委員から委員長を選出すべきであるが1人、福島家庭裁判所長である・林委員が委員長にふさわしいが11人であった。大野守一委員と・林潔委員の2人は棄権した。

(総務課長)

それでは、・林委員が当委員会の委員長に選出されましたので、以降の進行を・林委員長にお願いします。

(7) 委員長代理の指名

(委員長)

家庭裁判所委員会規則6条3項に基づき、「委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する」と定められていますので、本間陽子委員(福島家庭裁判所判事)を委員長代理に指名します。

5 議事

(1) 福島家庭裁判所委員会の運営について

(委員長)

家庭裁判所委員会規則9条で、「議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。」と定められています。当委員会の運営方法について協議したいと思います。

ア 議事の公開について

(委員長)

平成13年度の委員会以降、冒頭での委員長あいさつの部分に限り報道機関に対し撮影等を認め、議事は公開せず、委員会終了後、委員長が、委員会の議事の内容及び発言の要旨を報道機関に対し説明してきましたが、今後も、従前の扱いで良いでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

異議がないようですので、従前どおりの取扱いにすることにします。

次に、議事の内容について、発言者の名前を匿名とした議事概要を庶務で作成し、委員に配布するとともに、ホームページにも掲載する方法で公開したいと思います。いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、「委員会の議事については、議事概要を作成し、各委員に配布するとともに、福島家庭裁判所のホームページに掲載する。」ことにします。

イ 委員会の開催について

(委員長)

次に、委員会の招集と会議の議長を定める必要がありますが、「委員長が、委員会を招集し、会議の議長となる。」とすることはいかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、提案のように定めることにします。

ウ 委員会の開催回数について

(委員長)

地家裁委員会規則の制定の際の一般規則制定諮問委員会の確認事項では、「できる限り年複数回開催するよう努めるべきである」となっていますが、当委員会の開催回数について御意見はありませんか。

(三浦康克委員)

年2回の開催とし、その他、必要に応じて開催することにしてはどうでしょうか。

(安齋利昭委員)

委員会におけるテーマやそれを知らされる時期にもよりますし、諮問事項やそれに限った議論かにもよりますが、基本的には三浦委員と同じです。

(委員長)

それでは、「委員会は、年2回開催するものとし、開催期日は、委員会において決定する。ただし、委員長は、臨時に委員会を開催することができる。」と定めることにします。

エ 福島地方裁判所委員会との合同開催について

(委員長)

福島地方裁判所に福島地方裁判所委員会が設置され、当委員会とは別に開催されますが、テーマによっては、地・家裁の枠を超えて意見や提言を求めするため、合同で開催した方が良い場合もあることが予想されますので、「委員長は、委員会の議決に基づき、福島地方裁判所委員会委員長と協議の上、委員会を福島地方裁判所と合同で開催することができる。」と定めておきた

いと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、提案のとおり定めることにします。

オ 委員会の議事における議題について

(委員長)

議題については、「委員長が、あらかじめ委員の意見を聴取の上、議題を委員に通知する。」と定めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、提案のとおり定めることにします。

カ 議決方法について

(委員長)

議決方法も決めておく必要があると考えますが、これについては、「委員会における議決は、過半数の委員が出席した委員会において、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。」と定めることはどうでしょうか。

(安齋利昭委員)

諮問機関であれば、必ずしも意見をまとめる必要はないのではないのでしょうか。

(大竹喜三郎委員)

可否同数となった場合、諮問機関であることを考えれば、委員長は難しい立場になるのではないですか。通常は、委員長は、議決に入らないのではないのでしょうか。

(委員長)

諮問機関であっても、議決が必要となる場面は予想されますので、その際の方法を定めておくことは必要と考えます。先の提案のとおり定めておき、運用上問題が生じた場合に変更することでどうでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、提案のとおり定めることにします。

## (2) 人事訴訟の家庭裁判所移管について

(委員長)

平成16年4月から人事訴訟事件が家庭裁判所に移管されますが、その概要を本間陽子委員から説明してもらいます。

(本間委員説明)

(委員長)

ただいまの説明について、質問、意見、要望等はありませんか。

(安齋利昭委員)

移管後の人員増等は検討されているのですか。

(委員長)

裁判官の事務分配については、福島地裁所長と協議しています。

(三浦孝哉事務局長)

書記官等の人的な面は、地裁の事務量が減少し、家裁の事務量が増大することになりますが、裁判所内部における事務の移動であり、基本的には地・家裁の事務の調整で対処することになります。また、設備の面では、ラウンドテーブル法廷の設置や電話会議システム等を導入する予定です。

(安齋利昭委員)

委員会としては、予算や人員の増加を要望することにもなるでしょう。



(3) 成年後見人の確保及び補導委託先の開拓について

(委員長)

前回の委員会で成年後見人の確保及び補導委託先の開拓をテーマに取り上げましたが、その後の進捗状況について、村上敬首席家庭裁判所調査官から説明してもらいます。

(村上敬首席家庭裁判所調査官説明)

(委員長)

説明について、質問等はありませんか。

(達林英俊委員)

新規に開拓した短期の委託施設はどこですか。

(村上敬首席家庭裁判所調査官)

福島市内の介護施設3か所です。他に、白河市等の施設も、現在検討中です。

(大野守一委員)

本来の身柄付きの補導委託先の開拓はあったのですか。

(村上敬首席家庭裁判所調査官)

ありません。ただ、現在検討中のところはあります。

(4) 少年審判の決定理由の公表について

(委員長)

事前に委員から議題等を募ったところ、達林英俊委員から、「少年審判の決定理由の公表について、福島家庭裁判所に公表基準があるのか」との質問がありました。これについて補足説明はありませんか。

(達林英俊委員)

先の長崎での幼児殺害事件では、相当詳細な決定要旨が公表されましたので、福島家庭裁判所でも何らかの公表基準があるなら伺いたいと思います。

(委員長)

これについては、本間委員から説明してもらいます。

(本間陽子委員)

少年法は、少年の情操を保護し、健全な更生を図るため、審判を非公開としていますが、少年事件に関しても、社会の高い関心を集める事件では情報をできるだけ開示してほしいとの要請があり、各家庭裁判所において、取材の目的や事案の性質から判断して、相当と考える場合には、少年の更生の妨げにならない範囲で、決定の要旨を公表することもあります。

具体的にどの程度、どのような方法で公表するかは、家庭裁判所の判断によるものであり、具体的な基準があるわけではありません。少年事件の秘密性、非公開性の趣旨から、社会的要請及び事件の特質を個別的に考慮しながら、判断していくこととなります。

(委員長)

ただいまの説明について、質問等がありますか。

(佐藤晴雄委員)

被害者への開示はどうなっているのでしょうか。

(本間陽子委員)

要件がありますが、閲覧又は謄写も可能です。また、意見陳述の機会も与えられています。

(5) 家庭裁判所の広報について

(委員長)

家庭裁判所の広報の現状について、総務課長から説明してもらいます。

(総務課長)

裁判所では、毎年5月の憲法週間、10月の法の日週間等の機会に、裁判所見学会や模擬調停、裁判官の出張講義等を行ったり、ホームページに裁判所の紹介、アクセス情報、手続案内等を掲載したり、調停手続等各種手続のリーフレットの作成、備置きを行っています。

また、当庁では、今年7月に中学生の体験学習として2日間にわたって中学

生を受け入れ、模擬調停や調査官の箱庭療法等の心理テストを体験させました。ちなみに、今年の法の日週間には、10月6日に裁判所見学会を実施し、14人が参加しました。いずれの行事も参加者からは好評で、もっとこのような機会を増やしてほしいという要望が出されています。現在、家庭裁判所では「開かれた裁判所」を目指し、様々な広報活動を行っていますが、ほかに実施したら良いとかの提案があれば、お聴かせ願いたいと思います。

(大野守一委員)

最近、会津地方での大学生を恐喝した事件では、「大狩り」と紙面に報道されていましたが、家庭裁判所では、報道機関に対し、「大狩り」という言葉で対応したのでしょうか。

(総務課長)

家庭裁判所では、事件名を公表しているのですが、本件では「恐喝」と公表しました。「大狩り」といった俗称を使用することはありません。

(矢部久美子委員)

当社でもイベントを年数回企画し、いろいろなところに行ってパンフレットを配布していますし、そのイベントにもいろいろなところがあります。裁判所でも、そういう民間のイベントとタイアップしたら良いと思います。

(福島成子委員)

調停協会の相談会では、新聞社等のマスコミを通して宣伝したせいか、効果がありました。

(達林英俊委員)

裁判官の出張講義の状況はどうか。

(総務課長)

地方裁判所で行ったことがあります。希望があれば、当庁でも行いたいと考えています。

(福島成子委員)

簡易裁判所では、特定調停事件の激増のため、集団相談を実施するようになりましたが、家庭裁判所でも導入できないか検討いただきたいと思います。

(大野守一委員)

本日の新聞に、水戸家裁管内の裁判官が、少年に対し、「産業廃棄物以下」と発言したとの記事が載りましたが、マスコミ関係の委員の方の話を聞かせてください。

(菅野建二委員)

マスコミとしては取り上げることになるでしょう。例えの是非がどうかは別にして、国民からは、裁判は良識で進められるとされているはずなので、裁判の中でそういう発言があれば、取り上げることになります。

先ほどの「大狩り」の件について言わせていただきますと、少年たちもそのように称していましたし、見出しのインパクトや続報との関係もあります。

ケースバイケースですが、マスコミが裁判所の反応を伺うことはまずありません。司法記者は、比較的若い者が多いので、善し悪しを知らしめていただくには、日頃の仕事の中で接していただくのが良いと思います。裁判所とは司法記者との懇談会を開催していただいています。良い接触の場であり、指導してもらえそうですし、こういう機会が正確な情報伝達の基になると思います。

(矢部久美子委員)

個人情報については厳しい時代であり、守らなければならないこと、報道しなければならないことに悩むことも多いです。別の機会に若い記者へのレクチャーを検討していただきたいと思います。

(佐藤晴雄委員)

地方裁判所に比べれば、家庭裁判所は、マスコミが取扱う件数が少ないので、接触の機会が少ないと思います。矢部委員の言うような機会があっても良いと思います。

(委員長)

意見を参考に裁判所の広報活動の在り方について検討したいと思います。

## 6 その他の質疑・応答等

(委員長)

予定した議題は以上ですが、この機会に質問、要望、意見等はありませんか。

(上野正治委員)

当委員会の委員は、本県の県北を中心に選任されているようなので、全地方から選任されるべきではないでしょうか。ただ、そのための方策は、思い浮かびません。

(大野守一委員)

本当に諮問事項が出てくるのでしょうか。事務局が準備したものだけで終わるのなら意味がありません。新しい委員会が、生の声を吸い上げようというなら、どう改革していくのかを考えなければいけないと思います。

(安齋利昭委員)

当委員会には期待しています。私は弁護士ですが、個人として出席すれば限度がありますが、弁護士会ではバックアップ委員会を組織してもらっていますので、何かあればそこに持ち込むつもりです。各委員も、各界を代表する方だと思いますので、その意見を集約したり、そこに持ち込んだりしていければ、その効果は大きいと思います。

(三浦康克委員)

家庭裁判所も、各委員に要望していかなければならないと思います。そうでないと、お互いに聞くだけで終わってしまうのではないのでしょうか。

先ほどの広報についても、要請があった方が、各委員も動きやすいと思います。

(羽田トモ子委員)

新委員に選任され、どうしようと思っておりましたが、安齋委員や三浦委員の発言を聞いて、方向性を見つけた気がします。

## 7 今後の委員会の在り方の説明

(委員長)

新しい家庭裁判所委員会規則が本年3月19日の最高裁判所裁判官会議で制定され、その第3条で「委員会は、委員15人以内で組織する。」とあり、これを受けて、本年7月7日、福島家庭裁判所裁判官会議は、当裁判所の委員を12人以内とする委員会規程を決議し、その規程に従い、委員の構成を見直し、新たに組織することになりました。今後は、この新しい家庭裁判所委員会で協議することになり、これまで協力をいただいた委員には、経過規程に従い、該当する委員の了解を得て、本日の委員会をもちまして委員としての任務を終了させていただくこととなります。御協力ありがとうございました。

## 8 次回期日の指定

(委員長)

次回委員会を平成16年6月1日(火)午後1時15分、本会議室において開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員)

結構です。

## 9 閉会

(委員長)

以上をもちまして、本日の福島家庭裁判所委員会を終了します。

書 記

議 長